

変更前	変更後	変更理由
<p>1.13 緊急時対策 (中略)</p> <p>照明</p> <p>図-2 作業用照明 電源系統図</p>	<p>1.13 緊急時対策 (中略)</p> <p>照明</p> <p>図-2 作業用照明 電源系統図</p>	<p>「本館進入路街路灯分電盤（北側）LED照明」は、実施計画記載の「夜間における復旧作業に緊急性を要する範囲の照明」に該当するが、これの対象となる「窒素ガス分離装置（旧事務本館前10m）」が既に移設済みであり、実施計画上の機能要求を喪失していることから、本変更申請において対象設備の記載を削除する。</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域出入者の遵守事項) 第54条 放射線防護GMは、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保安総括GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合 <p>(4) 第50条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第52条第5項又は第52条第6項に基づく放射線防護GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>(管理対象区域出入者の遵守事項) 第54条 放射線防護GMは、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保安総括GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合 <p>(4) 第50条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第52条第5項、第52条第6項又は第52条第7項に基づく放射線防護GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和5年5月19日から施行する。</u></p> <p>2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年4月17日 原規規発第23041712号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和5年4月27日から施行する。</u></p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和5年3月22日 原規規発第2303227号） （施行期日） 第1条 2. 第61条については、令和2年9月11日に公布された放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の施行までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和5年5月1日から施行する。</u></p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年4月17日 原規規発第23041712号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第42条の2の表42の2-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>個人線量評価用測定器の運用 変更に伴う記載削除 （令和5年4月1日運用変更 実施）</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>事務本館整備工事に伴う図面 の変更 図面の適正化</p>

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第三章 第2編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(管理対象区域出入者の遵守事項) 第96条 放射線防護GMは、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保安総括GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合 <p>(4) 第94条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第95条第5項又は第95条第6項に基づく放射線防護GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>(管理対象区域出入者の遵守事項) 第96条 放射線防護GMは、管理対象区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保安総括GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合 ・放射線防護GMの承認を得て、その指示に従う場合 <p>(4) 第94条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第95条第5項、第95条第6項又は第95条第7項に基づく放射線防護GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>記載の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和5年5月19日から施行する。</u></p> <p>2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年4月17日 原規規発第23041712号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和5年4月27日から施行する。</u></p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p><u>附則（令和5年3月22日 原規規発第2303227号） （施行期日） 第1条 2. 第102条については、令和2年9月11日に公布された放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の施行までに適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条 <u>この規定は、令和5年5月1日から施行する。</u></p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（ （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 添付2（管理対象区域図）の免震重要棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p>附則（令和5年5月10日 原規規発第2305107号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 第5条については、ALPS処理水希釈放出設備の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年4月17日 原規規発第23041712号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付1（管理区域図）の全体図及び添付2（管理対象区域図）の全体図の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年3月7日 原規規発第2303075号） （施行期日） 第1条</p> <p>2. 添付2（管理対象区域図）の全体図における瓦礫類一時保管エリアの変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>附則（令和5年2月21日 原規規発第2302212号） （施行期日） 第1条 2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物の管理については、固体廃棄物貯蔵庫第10棟の運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 3. 添付1（管理区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2（管理対象区域図）の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p>個人線量評価用測定器の運用 変更に伴う記載削除 （令和5年4月1日運用変更 実施）</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>添付2 管理対象区域図 (核物質防護上の観点から公開しないこととしております)</p>	<p>事務本館整備工事に伴う図面 の変更 図面の適正化</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>3.1.2 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等 (1) 主要設備</p> <p>(中略)</p> <p>e. 放射線監視</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 放射線サーベイ機器</p> <p>(中略)</p> <p>また、以下の機器により、万が一汚染水がタンク等から漏えいし排水路へ流入した場合の検知を行い、免震重要棟に表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>側溝放射線モニタ (C排水路)</u> ・ <u>簡易放射線検知器 (A排水路, 物揚場排水路, K排水路) : 今後、設置予定</u> <p>(以下、省略)</p>	<p>3.1.2 放射線管理</p> <p>(中略)</p> <p>3.1.2.5 放射線管理に用いる測定機器等 (1) 主要設備</p> <p>(中略)</p> <p>e. 放射線監視</p> <p>(中略)</p> <p>(d) 放射線サーベイ機器</p> <p>(中略)</p> <p>また、以下の機器により、万が一汚染水がタンク等から漏えいし排水路へ流入した場合の検知を行い、免震重要棟に表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>放射線モニタ (A排水路, B・C排水路, D排水路, K排水路, 物揚場排水路)</u> <p>(以下、省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検出機器の名称統一に伴う変更 ・ 運用開始に伴うD排水路の追加

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>3.1.4 港湾内の海水、海底土、地下水及び排水路の放射性物質の低減</p> <p>(中略)</p> <p>3.1.4.3 低減対策の基本的考え方</p> <p>(中略)</p> <p>(2)モニタリング</p> <p>(中略)</p> <p>【排水路の放射性物質の濃度及び流量の継続的測定】 サンプル箇所 排水路（A, B・C, K, 物揚場排水路）下流側においてサンプリングを行い、推移を把握する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3)排水路の水の放射性物質濃度の低減対策 排水路（A, B・C, K, 物揚場）については、上流部の現状調査を行うとともに流入する放射性物質の性状を確認し、放射性物質濃度を低減するため、敷地の計画的な除染（詳細は、「Ⅲ 特定原子力施設の保安 第3編 3.1.3 敷地内に飛散した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減」を参照）、排水路等の継続的な汚染した土砂回収、さらに、排水路の水の浄化対策として浄化材等の設置を行う。（排水路における濃度低減対策の考え方を下記に記す）</p> <p>(中略)</p>	<p>3.1.4 港湾内の海水、海底土、地下水及び排水路の放射性物質の低減</p> <p>(中略)</p> <p>3.1.4.3 低減対策の基本的考え方</p> <p>(中略)</p> <p>(2)モニタリング</p> <p>(中略)</p> <p>【排水路の放射性物質の濃度及び流量の継続的測定】 サンプル箇所 排水路（A, B・C, <u>D</u>, K, 物揚場）下流側においてサンプリングを行い、推移を把握する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3)排水路の水の放射性物質濃度の低減対策 排水路（A, B・C, <u>D</u>, K, 物揚場）については、上流部の現状調査を行うとともに流入する放射性物質の性状を確認し、放射性物質濃度を低減するため、敷地の計画的な除染（詳細は、「Ⅲ 特定原子力施設の保安 第3編 3.1.3 敷地内に飛散した放射性物質の拡散防止及び除染による線量低減」を参照）、排水路等の継続的な汚染した土砂回収、さらに、排水路の水の浄化対策として浄化材等の設置を行う。（排水路における濃度低減対策の考え方を下記に記す）</p> <p>(中略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用開始に伴うD排水路の追加 ・ 記載の適正化 ・ 運用開始に伴うD排水路の追加

変更前

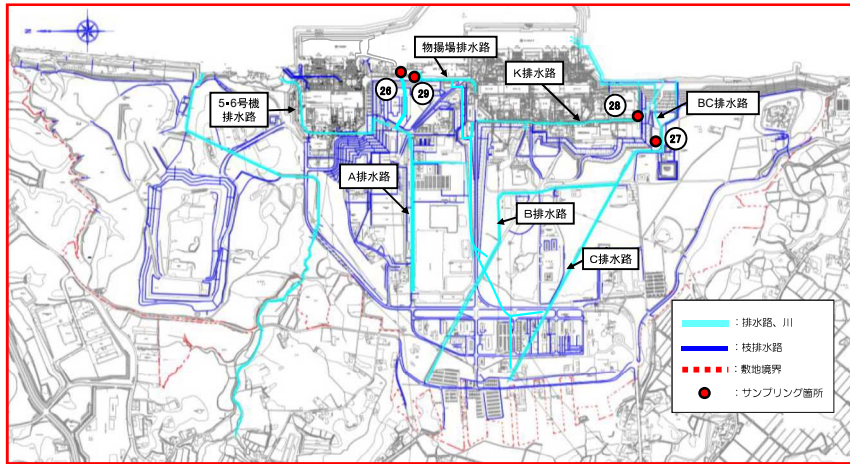


図3 排水路のモニタリング計画 (サンプリング箇所)

変更後

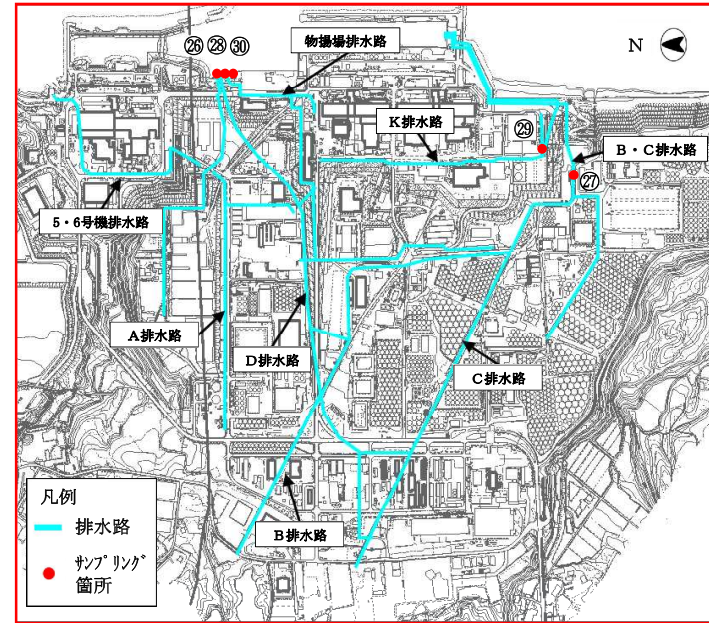


図3 排水路のモニタリング計画 (サンプリング箇所)

変更理由

- ・ 運用開始に伴うD排水路の追加
- ・ D排水路の運用開始に伴うサンプリング箇所の追加
- ・ 記載の適正化

変更前							変更後							変更理由		
表1 港湾内外海水、地下水及び排水路のモニタリング計画 (分析項目, 頻度)							表1 港湾内外海水、地下水及び排水路のモニタリング計画 (分析項目, 頻度)							・ D排水路の運用開始に伴うサンプリング箇所の追加		
エリア	サンプリング箇所	分析項目, 頻度				γ線	H-3	全β	Sr-90	エリア	サンプリング箇所	分析項目, 頻度				
		γ線	H-3	全β	Sr-90							γ線	H-3		全β	Sr-90
1～4号機 取水路 開渠内	①	1～4号機取水口内南側 (遮水壁前)※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週	①	1～4号機取水口内南側 (遮水壁前)※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週				
	②	1～4号機取水口内北側 (東波除堤北側)※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週	②	1～4号機取水口内北側 (東波除堤北側)※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週				
港湾内	③	物揚場※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週	③	物揚場※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週				
	④	5号機取水口前※1	毎日	1回/週	毎日	—	④	5号機取水口前※1	毎日	1回/週	毎日	—				
	⑤	港湾中央※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週	⑤	港湾中央※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週				
	⑥	港湾内北側※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週	⑥	港湾内北側※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週				
	⑦	港湾内東側※1	毎日	1回/週	毎日	—	⑦	港湾内東側※1	毎日	1回/週	毎日	—				
	⑧	港湾内南側※1	毎日	1回/週	毎日	—	⑧	港湾内南側※1	毎日	1回/週	毎日	—				
	⑨	港湾内西側※1	毎日	1回/週	毎日	—	⑨	港湾内西側※1	毎日	1回/週	毎日	—				
	⑩	港湾口※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週	⑩	港湾口※1	毎日	1回/週	毎日	1回/週				
港湾外	⑪	5,6号機放水口北側※2	毎日	1回/週	1回/週	1回/月	⑪	5,6号機放水口北側※2	毎日	1回/週	1回/週	1回/月				
	⑫	南放水口付近※2	毎日	1回/週	毎日	1回/月	⑫	南放水口付近※2	毎日	1回/週	毎日	1回/月				
	⑬	港湾口東側	1回/週	1回/週	1回/週	—	⑬	港湾口東側	1回/週	1回/週	1回/週	—				
	⑭	北防波堤北側					⑭	北防波堤北側								
	⑮	南防波堤南側					⑮	南防波堤南側								
	⑯	港湾口北東側					⑯	港湾口北東側								
	⑰	港湾口南東側					⑰	港湾口南東側								
陸域 (1～4号機 タービン 建屋海側)	⑱	地下水観測孔 No. 0-1 (追加ボーリング含む)	1回/週※3	1回/週※3	1回/週※3	1回/月※3	⑱	地下水観測孔 No. 0-1 (追加ボーリング含む)	1回/週※3	1回/週※3	1回/週※3	1回/月※3				
	⑲	地下水観測孔 No. 1 (追加ボーリング含む)	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	1回/月※3	⑲	地下水観測孔 No. 1 (追加ボーリング含む)	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	1回/月※3				
	⑳	地下水観測孔 No. 2 (追加ボーリング含む)	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	1回/月※3	⑳	地下水観測孔 No. 2 (追加ボーリング含む)	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	2回/週※3 ※4	1回/月※3				
	㉑	地下水観測孔 No. 3 (追加ボーリング含む)	1回/週※3	1回/週※3	1回/週※3	1回/月※3	㉑	地下水観測孔 No. 3 (追加ボーリング含む)	1回/週※3	1回/週※3	1回/週※3	1回/月※3				
	㉒	1号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年	㉒	1号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年				
	㉓	2号機サブドレン	3回/週	1回/月	1回/月	1回/月	㉓	2号機サブドレン	3回/週	1回/月	1回/月	1回/月				
	㉔	3号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年	㉔	3号機サブドレン	3回/週	2回/年	2回/年	2回/年				
	㉕	4号機サブドレン					㉕	4号機サブドレン								
排水路	㉖	A排水路出口付近	毎日	1回/週	毎日	—	㉖	A排水路出口付近	毎日	1回/週	毎日	—				
	㉗	B・C排水路出口付近					㉗	B・C排水路出口付近								
	㉘	K排水路出口付近					㉘	D排水路出口付近								
	㉙	物揚場排水路出口付近					㉙	K排水路出口付近								
							㉚	物揚場排水路出口付近								

(以下, 省略)

(以下, 省略)